

大 個 審 第 5 6 号
(答申第283号)
平成27年12月15日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 角松 生史

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

答申第276号（平成27年9月29日付け大個審第39号）ただし書きに基づき諮問のあった「住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の条例による利用について（諮問）」（平成27年12月9日付け市第2580-2号）に関し、大阪府住民基本台帳法施行条例（平成23年大阪府条例第7号）第6条に基づき審議した結果、個人情報の保護に万全を期すことを前提に、別紙に掲げる事務において住民基本台帳ネットワークシステムを利用することを適当なものと認めます。

本人確認情報の利用にあたっては、住民基本台帳ネットワークシステムを取り扱う職員への研修や漏えい防止措置の徹底などセキュリティ確保を徹底し、個人情報の保護に万全を期し、適正に利用されるよう配慮願います。

なお、答申第276号別紙に掲げる事務（本答申に係る事務を除く。）についても、事務手続の詳細が確定次第、あらためて事前に本審議会の意見を徴することを求めます。

(別 紙)

○利用事務

事務名 生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務であって規則で定めるもの

事務概要 生活に困窮する外国人に対し、生活保護の措置等を行う。

根拠法令 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)